

インフルエンザの出席停止期間

(平成24年4月 学校保健安全法改正)

『発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで』

早見表	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過し、 かつ解熱したのち2日				
	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	出席停止			登校 可能
発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	出席停止			登校 可能	
発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	出席停止			登校 可能	
発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	出席停止			登校 可能
発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
出席停止											

お医者さんにかかったときに「インフルエンザですね」といわれ、学校をお休みしたときは、『欠席』ではなく『出席停止(自分の病気を治すためと友だちに病気をうつさないために休むこと)』となります。出席停止期間中は、しっかりおうちで休みましょう。